

令和7年11月7日

狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子 様

狛江市スポーツ推進審議会
会長 富 永 茂 和

狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて（答申）

令和7年7月23日付け狛教教社発第000238号にて狛江市教育委員会より諮問
がありました標記の件について、審議の結果、別紙のとおり答申をいたします。

狛江市スポーツ推進審議会委員

会長	富 永 茂 和
副会長	島 本 和 彦
委員	須 貝 昭 彦
委員	鈴 木 隆 広
委員	佐 竹 弘 靖
委員	小 松 香 織
委員	岐 津 明
委員	笠 井 里 津 子
委員	松 葉 優
委員	矢 野 裕 之

狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて

(答申)

令和7年11月

狛江市スポーツ推進審議会

1 審議の経過

狛江市スポーツ推進計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度となっており、計画改定が必要となっているが、今後整備を予定している（仮称）西和泉スポーツ施設の施設利用方針等のほか、国や東京都のスポーツへの取組を盛り込んだ計画策定を踏まえて、計画期間の見直しを行いたいとして、令和7年7月23日付けで、狛江市教育委員会より諮問を受けた。

この諮問に対し、本審議会では、狛江市の「旧狛江第四小学校跡地整備基本計画（令和7年3月）」、改正スポーツ基本法（令和7年6月）、国の「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）」及び、東京都の「東京都スポーツ推進総合計画（令和7年3月）」の内容を鑑み、（仮称）西和泉スポーツ施設整備の進捗状況や、現在の社会情勢等を踏まえ、審議をした。

2 考察

I （仮称）西和泉スポーツ施設について

- （仮称）西和泉スポーツ施設については、令和13年度に施設供用開始が予定されており、基本設計・実施設計等により施設全容が整った際に、利用方針の策定が必要になると考える。
- 改定後の狛江市スポーツ推進計画には、（仮称）西和泉スポーツ施設を活用したスポーツ活動の目的や種類等について、定義することが必要であると考え。また、同施設は、人生100年時代に向けて、スポーツ・健康づくりの場として利用でき、多世代が交流する地域上の中核的な存在となることが求められている。
- 2025年（令和7年）6月に成立した改正スポーツ基本法では、スポーツの再定義が行われた。法改正では、従来の「する」「見る」「支える」に加え、「集まる」「つながる」といった「スポーツを通じたつながり・交流」の概念が新たに明記されており、狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、（仮称）西和泉スポーツ施設の新たな位置付けを明記する必要性が高まったと考える。

II 国・東京都の動向について

- 国の「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）」には、地方自治体に期待される役割として「国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待される」とあり、「各地域が有するスポーツ資源等を踏まえ、課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討し、各地域の実情に応じた計画を策定することが望ましい」と記載があることから、狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、国の第3期スポーツ基本計画に触れる必要があると考える。

- 東京都スポーツ推進総合計画には、eスポーツへの考え方・取組が示されているほか、スポーツにおける健康の維持・増進として、東京都健康推進プランに結び付いた計画策定が行われており、「子供とスポーツ」「高齢者とスポーツ」「障害のある人とスポーツ」「女性とスポーツ」など、幅広い考え方が示されている。狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、十分調査を行い、健康の維持・増進の視点を盛り込む必要があると考える。
- 国の第3期スポーツ基本計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%になることを目指すこととしており、東京都スポーツ推進総合計画においても、「政策の柱1 スポーツで輝く」の「指標2 都民のスポーツ実施率」について、2030年度（令和12年度）までの目標を70%としている。同様に現狛江市スポーツ推進計画においても、「令和6年度末までに市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」としているが、令和7年4月に実施した令和7年度狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書（抜粋）において、週1回以上のスポーツ実施率は、67.4%となっており、「令和6年度末までに市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」という目標値に到達していない状況となっている。以上を踏まえ、狛江市スポーツ推進計画の計画期間を延伸し、引き続き「市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」といった目標の達成を目指す必要性はあると考える。

3 結論

以上の考察から、（仮称）西和泉スポーツ施設の利用方針等と合わせ実態に即した計画策定が望ましいことから、現在の狛江市スポーツ推進計画を施設供用開始が予定されている令和13年度の前年度である令和12年度まで計画期間の延伸をすることが妥当と考える。また、（仮称）西和泉スポーツ施設の基本設計・実施設計等の進捗状況や本市におけるスポーツを取り巻く環境の変化に応じて、狛江市スポーツ推進計画の計画期間の再度の見直しが必要になった場合は、改めて審議をされるよう、進言をする。

なお、改正スポーツ基本法、国の第3期スポーツ基本計画及び東京都スポーツ推進総合計画を参酌し、動向に注視をしながら、現計画の運用及び各種調査研究を進める必要があるものの、喫緊に目標値を変更することは不要であることも申し添える。